

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和6年3月25日

月曜日

号外(4)

目次

規則

○富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	1
○富山県住民基本台帳法施行規則の一部を改正する規則	2

規則

富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

富山県知事 新田 八朗

富山県規則第3号

富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項を削り、同条の次に次の2条を加える。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第3条の2 情報通信技術利用条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると県の機関等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると県の機関等が認める場合

(申請等に係る添付書面等の省略)

第3条の3 情報通信技術利用条例第3条の2に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、県の機関等が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(デジタル化推進室)

富山県住民基本台帳法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第4号

富山県住民基本台帳法施行規則の一部を改正する規則

(富山県住民基本台帳法施行規則の一部改正)

第1条 富山県住民基本台帳法施行規則（平成14年富山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び第3条の見出し中「本人確認情報」の次に「及び附票本人確認情報」を加える。

第4条の見出し中「本人確認情報」の次に「及び附票本人確認情報」を加え、同条中「都道府県知事保存本人確認情報」の次に「及び都道府県知事保存附票本人確認情報」を加える。

第10条中「（様式第3号）」を「（様式第5号）」に改め、同条を第12条とする。

第9条第1項中「（様式第2号）」を「（様式第3号）」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(自己の附票本人確認情報の訂正等)

第11条 法第30条の44の12において準用する法第30条の35に規定する附票本人確認情報の訂正等の申出の書面は、附票本人確認情報に関する申出書（様式第4

号)によるものとする。

2 前条第2項の規定は、法第30条の44の12において準用する法第30条の35に規定する申出をしようとする者について準用する。

第8条の見出し中「本人確認情報」の次に「及び附票本人確認情報」を加え、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(自己の附票本人確認情報の開示に係る手続)

第8条 法第30条の44の12において準用する法第30条の32第1項に規定する書面は、附票本人確認情報開示請求書(様式第2号)によるものとする。

2 前条第2項の規定は、法第30条の44の12において準用する法第30条の32第1項の規定により自己に係る附票本人確認情報の開示を請求しようとする者について準用する。

別表第3中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に改める。

様式第3号中「(第10条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第2号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、

住民票コード
生年月日
性別

を

住民票コード※
生年月日 ※
性別 ※

に改め、同様式備考1を次のよう

に改める。

1 ※印の欄については、「住民票コード」欄を記入するか、又は「生年月日」欄及び「性別」欄を記入すること。

様式第2号を様式第3号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第4号（第11条関係）

附票本人確認情報に関する申出書

年 月 日

富山県知事 殿

申出者 住 所

(ふりがな)

氏 名

住民基本台帳法第30条の44の12において準用する同法第30条の35の規定により、自己の附票本人確認情報について次のとおり申し出ます。

住民票コード※											
生年月日 ※	年 月 日生										
性 別 ※	男 ・ 女										
開示を受けた年月日	年 月 日										
申出の区分	訂正（全部・一部） ・ 追 加 ・ 削 除										
申出の内容											

備考

- ※印の欄については、「住民票コード」欄を記入するか、又は「生年月日」欄及び「性別」欄を記入すること。
- 附票本人確認情報に関する申出を行う際には、本人であることを確認することができる書類（運転免許証、健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類で自己の氏名が記載されているもの）を提示すること（郵送による届出の際は、その書類の写しを同封すること。）。
- このほかに、本人であることを確認するために、必要に応じて書類の提示等を求めることがある。

様式第1号中

住民票コード	住民票コード※
生年月日	生年月日 ※
性別	性別 ※

を

に改め、同様式備

考1を次のように改める。

- ※印の欄については、「住民票コード」欄を記入するか、又は「生年月日」欄及び「性別」欄を記入すること。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第8条関係）

附票本人確認情報開示請求書

年 月 日

富山県知事 殿

請求者 住 所
(ふりがな)
氏 名

住民基本台帳法第30条の44の12において準用する同法第30条の32第1項の規定により、自己に係る附票本人確認情報の開示を請求します。

住民票コード※										
生年月日 ※									年 月 日生	
性 別 ※									男 ・ 女	
希望する 開示方法									閲 覧 ・ 書面の交付	

備考

- ※印の欄については、「住民票コード」欄を記入するか、又は「生年月日」欄及び「性別」欄を記入すること。
- 附票本人確認情報の開示を請求する際には、本人であることを確認することができる書類（運転免許証、健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類で自己の氏名が記載されているもの）を提示すること（郵送による請求の場合は、その書類の写しを同封すること。）。
- このほかに、本人であることを確認するために、必要に応じて書類の提示等を求めることがある。
- 書面の交付による開示を希望する場合には、当該書面の作成及び送付のための費用を負担すること。

第2条 富山県住民基本台帳法施行規則の一部を次のように改正する。

第8条、第11条、様式第2号及び様式第4号中「第30条の44の12」を「第30条の44の13」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(ワンチームとやま推進室)
